

阿久和ファイターズ規約

- 第 1 条 名称
この名称は、阿久和ファイターズ(以下クラブという)という。
- 第 2 条 対象
小学校1年生から6年生の児童とする。
- 第 3 条 目的
小学生のスポーツ活動を通じて体位向上並びに心身の健全育成と非行防止を目的とする。
- 第 4 条 クラブ所在地
横浜市瀬谷区阿久和西3丁目17番地3
阿久和ファイターズ 監督 上田 義勝方(045-362-0524)
- 第 5 条 入部手続
クラブに入部を希望する者は、保護者承諾のうえ、入部届をクラブに提出すること。
- 第 6 条 行事
クラブの行事は、野球練習及び対外試合、その他総会又は役員会で決定した事項を行う。
- 第 7 条 スタッフ、役員
(1) クラブに次の役員を置く。
代表 1名・顧問 1名・監督 1名・コーチ 若干名・総務
会計・会計監査・保険担当
(2) 役員は、総会に於いて選出する。
- 第 8 条 役員任期
役員任期は一年とする。但し、再任を妨げない。
- 第 9 条 経費
(1) クラブに入部させた保護者は、毎月部費を納入すること。
(2) クラブの経費は、部費その他の収入を以てこれに充てる。
- 第 10 条 傷害事故
(1) 部員等は、スポーツ保険に加入すること。
(2) 傷害事故等は、スポーツ保険規約に準じて適用する。
- 第 11 条 表彰
部員に対し、皆勤賞・精勤賞を授与することが出来る。
- 第 12 条 慶弔等
(1) 部員に事故があった場合は、スポーツ保険金以外に見舞金等をクラブからも充てることできる。
(2) 親族等の慶弔は、両親及び同居の親族を対象とする。
- 第 13 条 選手の移籍
選手が住所移動等により、他チームへの移籍を希望する際は、監督経由で相手チームとの了承を得ること。
但し、選手等の個人的理由での移籍については、同一区内の移籍は一切認めない。
- 第 14 条 総会
クラブの総会は年1回とし、臨時総会は役員会において協議の上必要と認められた場合は、代表若しくは監督が召集する。
- 第 15 条 規約の改廃
この規約は、総会において改廃することが出来る。
- 第 16 条 附則
(1) この規約は、昭和50年4月1日から実施。
(2) この規約は、平成15年4月1日一部改正。
(3) この規約は、平成25年4月1日一部改正。

阿久和ファイターズ運営細則

- 第 1 項 役員の期間関係
役員の期間は、毎年4月から翌年3月までの期間とする。
- 第 2 項 6年生の活動期間関係
・クラブでの6年生の活動は、4月から翌年1月までとする。
・卒団後の2月から3月までの間のクラブ活動は、自由参加とする。
- 第 3 項 部費関係
・部費は、毎月一人2千円とする。
・部費の徴収は、毎月第二日曜日に徴収する。但し、6年生の2月、3月分の部費は免除とする。
- 第 4 項 夏合宿関係
・夏休み合宿は、部員の夏休み期間中に2泊3日で行うものとする。
・部員は、毎月一人千円づつを積み立てて合宿の準備金とする。但し、6年生は4月から8月までの積立期間とする。
- 第 5 項 傷害保険加入関係
・傷害保険の加入は、部員はクラブに入部届を提出した時点で加入手続きを行い、以後卒団するまで毎年更新する。
・監督・コーチ・スコアラー等ベンチ入りスタッフの保険金は、クラブから供出する。
・部員の保護者等も極カスポーツ保険に加入する。
- 第 6 項 卒団式関係
・卒団式は、原則として毎年1月中に実施する。
・卒団式にはクラブから記念品を贈呈する。
- 第 7 項 表彰関係
・皆勤賞は、年間一度も休まなかった部員に対し表彰する。但し、インフルエンザなどの法定伝染病に罹って休部した者を除く。
・精勤賞は、年間2回以内まで休部した部員に表彰する。但し、インフルエンザなどの法定伝染病に罹って休部した者を除く。
・親族の冠婚葬祭列席も除く。
・表彰期間は、準備の都合上毎年2月から翌年1月までの期間とする。
- 第 8 項 傷害事故関係
・部員のクラブ活動中の傷害事故については、事故の対応に応じてその都度役員会等で決する。
・スタッフ・部員の父母等についても、その都度、役員会等で決する。
- 第 9 項 慶弔関係
・部員の慶弔に関しては、その都度役員会等で決する。
・スタッフ及び部員の父母の慶弔に関しても、その都度役員会等で決する。
・スタッフ及び部員の祖父母に関しては同居の場合とし、その都度役員会等で決する。
- 第 10 項 総会関係
・総会は、毎年3月に開催する。
・総会の議決は、部員世帯数の3分の2の出席をもって成立する。
・総会を欠席する世帯からは議事の委任状の提出を受けることとする。
・総会に於ける議事は、出席者の過半数を以て決定する。
- 第 11 項 附則関係
この規約は、昭和50年4月1日から実施。
この規約は、平成15年4月1日一部改正。
この規約は、平成25年4月1日一部改正。